

第3号

REPORT	連絡先 TEL: 03-5561-0000 FAX: 03-5561-0000 E-mail: info@ooh.co.jp	2021年9月号
REPORT	太陽光発電の魅力 1. 魅力 2. 補助金制度の利用	
<p>このところ何かと注目を集めている再生可能エネルギーで経済産業省は 2020 年には電源構成の 24%を目指しています。なかでも太陽光発電は初期投資が少額であること、コストパフォーマンスが良いこと、自宅に設置できること、余剰電力を売ることができるといった魅力が満載です。中小企業の方にもこの機会に太陽光発電の導入を検討してみたい方が多いのではないでしょうか。是非、ご相談ください。</p> <p>1. 魅力 (1) 電気代を節約できます この数年電力料金は上昇しており、これから上昇することが予測されています。そのため自家消費することで電気代を節約できる太陽光発電は魅力的です。</p> <p>(2) 必要以上に発電した場合は売ることができます 自分が必要とする電力以上に発電する能力があるものを設置した場合には余剰電力を売ることができます。</p> <p>(3) 税制優遇の活用できます ① 中小企業経営強化税制 中小企業または個人事業主が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて新たな設備を取得し、指定された事業にそれを利用すると、即時償却（設置費用の 100%を経費計上できる）という優遇が受けられる税制です。 ② 再生可能エネルギー発電設備に係る税制優遇の特典措置（固定資産税） 再生可能エネルギー設備を取得した事業者に対し、再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税を軽減する税制優遇です。</p> <p>2. 補助金制度の利用 太陽光に関する助成金は地方自治体等で各種あります。今回は東京都のものを紹介します。</p> <p>住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業（東京都） 東京都は、初期費用ゼロで太陽光発電を設置するサービスに対し助成する事業を令和元年度から実施しています（令和3年度の補助金申請期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）このたび、事業期間の延長に伴い、令和3年度の助成金申請受付を本日より開始いたしますのでお知らせします。助成金の申請は登録事業プランを提供する事業者が行います。</p> <p>(1) 事業概要 住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電を設置するサービスで、公益財団法人東京都環境公社に登録された事業プランが助成されます。</p> <p>(2) 登録事業プランの特徴 ・初期費用ゼロで太陽光発電導入！ ・停電時の非常用電源としても活用可能！ ・故障時の修理サービス内容で安心！ ・地球温暖化防止にも貢献！</p> <p>(3) 助成対象となる設置サービスの概要 ①リース ・発電された電気は住宅所有者が利用 ・事業者はリース料を住宅所有者に請求</p>		

タイトル	太陽光発電の魅力
発行	2021/9
内容	1. 魅力 2. 補助金制度の利用 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業 3. 地球に優しい

第4号

2021年 10月号	〇〇行政書士事務所 事務所レポート
連絡先 TEL: 03-5561-0000 FAX: 03-5561-0000 E-mail: info@ooh.co.jp	太陽光発電で売電する 1. 売電とは 2. 固定価格買取制度（FIT）とは？ 3. プレミアム買取事業者」に売電する方法 4. 発電設備の設置手順 5. 【トピックス】農地の上に設備設置
<p>前回の太陽光発電の魅力に続いて、今回はその魅力の1つである必要以上に発電した場合（余剰電力）は売電することができるという点についてご紹介します。</p> <p>1. 売電とは？ 自宅で消費しきれない電力を「余剰電力」といいます。余剰電力は蓄電池を持っていない限り貯めておくことができないので、発電された瞬間に使い切れなかった分を、自宅につながる送電線から電力会社に対して送り、買い取ってもらうことになります。これを売電といいます。売電には、固定買取制度（FIT）と「プレミアム買取事業者」に売電する方法があります。</p> <p>2. 固定価格買取制度（FIT）とは？ 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度です。 現在のところ下記の価格と期間になっています。 ① 10kW未満（発電期間：10年間） 19円/1kWh（2021年度） 17円/1kWh（2022年度） ② 10kW以上50kW未満（発電期間：20年間） 12円/1kWh（2021年度） 11円/1kWh（2022年度） ③ 50kW以上250kW未満（発電期間：20年間） 11円/1kWh（2021年度） 10円/1kWh（2022年度） ・10kW未満の太陽光発電は10kW以上と違い、「余剰電力」のみの買取となります。 ・10kW以上の太陽光発電は、発電した電気全てを買い取ってもらう（企業買取制度）か、利用し余った分だけを買い取ってもらう（余剰買取制度）を選ぶことができます。</p> <p>3. プレミアム買取事業者」に売電する方法 プレミアム買取事業者とは、国で定められた「固定価格」よりも高い価格で太陽光発電の電気を買取ってくれる事業者のことをいいます。下記のサイトに事業者の一覧があります。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiese/solar/2019/saier/real_electricity_utility.html ・売電できる事業者の一覧（資源エネルギー庁）</p> <p>4. 発電設備の設置手順 3頁のフロー図を見ていただくのとわかりますが50kW未満と50kW以上では手順の差が激しいです（家庭用10kW未満、500W以上、2000W以上でも変わります）。基本的なものは電力会社との「特定契約」、経産省からの「事業計画」認定を受ける必要があります。 ※ 周辺環境の調査（土地の形状、造成の必要性、日照）、農地法、森林法、景観条例等の協議については、行政書士にお任せください。</p>	

タイトル	太陽光発電で売電する
発行	2021/10
内容	1. 売電とは？ 2. 固定価格買取制度（FIT）とは？ 3. 「プレミアム買取事業者」に売電する方法 4. 発電設備の設置手順 5. 【トピックス】農地の上に設備設置

第5号

REPORT	連絡先 TEL: 03-5561-0000 FAX: 03-5561-0000 E-mail: info@ooh.co.jp	2021年11月号
REPORT	「死後事務委任契約書」どんなとき必要？ 1. 死後事務委任契約をオススメしたい人 2. 死後事務委任契約を締結すべき時期 3. 死後事務委任の方法 4. オススメの方法	
<p>今回は、民事法務のお話です。昔は、亡くなった人の身辺整理は同居の親族が無償でするのが当たり前でした。ところが平成30年度で三世同居の割合が4割以上から1割まで減りました（3頁参照）。平成30年の調査では、65歳以上の1/4以上が「単独世帯」、およそ1/3が「夫婦のみ世帯」です。夫婦のみ世帯は「いずれは単独世帯」となり、今後も単独世帯、いわゆる「おひとりさま」の状態で定年を迎える人が増えることとなります。</p> <p>そこで、昨今話題となっているのが「死後事務委任契約公正証書」です。契約したあとの手続きは、病院代の支払い、施設利用料等の過不足精算から、相続財産の手配、葬儀および納骨費用の支払い、相続財産管理人の選任申し立てまで手続き、賃貸建物や各種契約の解除など、多岐にわたります。これらの事務手続きを、遺族の親族（甥・姪）や土着者などに依頼するときに締結するのが「死後事務委任契約」となります。</p> <p>同居していなくても、法定相続人である子や孫がおこなう場合は、契約を結ぶ必要性は低いのですが、遺族の甥や姪、あるいは土着者などの他人に依頼する場合は、内容を明確にするために公正証書しておくほうがよいでしょう。公正役場でも、ひな形を用意しているところが増えてきました。</p> <p>この「死後事務委任契約」いったいどのような人が作成しておくべきで、費用はどのくらいかかるのでしょうか？</p> <p>1. 死後事務委任契約をオススメしたい人 ① お子さんがいらっしゃらない、あるいはお子さんがいらしても海外や遠方に住んでいて事務処理で面倒をかけたくない場合：土着など他人に依頼することになるならば、契約内容を明確にするためにも公正証書にしておきましょう。 ② 子がなく、兄弟姉妹のなからでもすでに逝去している人があり、法定相続人である甥や姪に死後の事務を頼めそうだが、たくさんいる甥・姪のなかから一人に決めたい場合：他の甥・姪とのトラブルを避けるために、公正証書にしておくのが無難です。 ③ 内縁関係の人がいる、同居人はいないが同性カップルで入籍できないなどの場合：法定相続人とともにするために、公正証書にしておくのがよいでしょう。【参照】死後事務委任契約を締結するに決まれば見込まれる費用 費用は、何をどこまで依頼するかにより、また住まいの状況により、数十万円～数百万円と推察されます（実際は、委任する内容を決める、個別に見積を取って前金金を決定します）。以下は平均的な場合の目安となります。 ① 葬儀費用：最低限の火葬式（火葬のみ）で20～40万円前後かかります（自治体により火葬費用が大きく異なるので、幅があります。公営の火葬場が安い東京都で40万円くらい）。 ② 納骨（永代供養等）にかかる費用：30万円前後～、寺格や墓地の種類により異なります。 ③ ご自宅の遺品整理費用：一般的な広さの2階建て家屋で100万円前後のケースが多いです。施設入所されれば必要ありません。</p>		

タイトル	「死後事務委任契約書」どんなとき必要？
発行	2021/11
内容	1. 死後事務委任契約をオススメしたい人 ・実際に死後事務委任契約を遂行するのに見込まれる費用 ・死後事務委任契約書作成にかかる費用 2. 死後事務委任契約を締結すべき時期 3. 死後事務委任の方法 4. オススメの方法

第6号

2021年
12月号
〇〇〇〇行政書士事務所 事務所レポート

「建設業許可事務ガイドライン」の改正について

連絡先：〒●●●●●●●● 東京都千代田区●●●●●●
TEL：03-●●●●●●●● FAX：03-●●●●●●●● E-mail：●●●●●●●●@co.jp

1. 制度の概要

従来、建設業に基づいて、建設業者に設置が義務付けられていた経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者等については、本社・本店や営業所において職務に従事することや常勤することが求められていました。しかし、新型コロナウイルスの影響により、経営業務管理責任者、営業所専任技術者及び使用人については、一定条件下においてテレワークを行った場合においても、常勤又は専任の要件を欠くことにはならないものとする運用が行われてきました。そのような中、建設業界内において、上記の特例措置の拡大を求める声が高まり、「建設業許可事務ガイドライン」の改正が行われました。

発注者から対面での打ち合わせを求められることを想定して、対面での打ち合わせ環境を整えておくことが必要とされています。沖縄在住者が北海道の営業所専任技術者になるケースなど、若しくは距離が離れた場所からテレワークを行うことができるかについては、「営業所専任技術者は、緊急時等には対面での説明や現場確認が求められることが考えられるため、従来、営業所に常勤し通勤可能な通勤圏に居住する者については「専任」要件を満たさないと考えられてきたことを踏まえ、営業所から通勤可能な通勤圏に居住する場合には」としてテレワークといえども、「専任」要件を満たさないものとしています。

2. ガイドラインにおけるテレワークとは

ガイドラインによれば、経営業務管理責任者、営業所専任技術者及び使用人に認められるテレワークによる働き方は以下のようなものです。「営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間内において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事すること」。

具体的には、「メールを送受信・確認ができること、契約書、設計図書等の書面を確認できること、電話が常時つながること」が必要であり、ICT機器の使用状況等を含め総合的に判断するといわれています。

営業所専任技術者を含む役員がテレワークをした場合に問題があるかについては、「テレワーク中連絡先等を発注者が把握できるようにしておく必要があり、また、

3. 専任要件

前記からもわかる通り、一定条件下においてテレワークが認められても、営業所専任技術者の「専任」要件が変わるわけではないので注意が必要です。例示され、①営業所の所在地から若しくは通勤圏に居住する者、②他の営業所において専任を要する者、③建設士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等の法令で専任が要求されているもの（許可建設業者と営業体及び場所が同一である場合を除く）、④他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者はいずれも「専任」要件を満たしません。

4. テレワークを行う経営業務の管理責任者、専任技術者、令3条使用人が、専任性を要する工事の配置技術者を兼任できるか

「現場への専任を要する主任技術者又は監理技術者は、技術研修のための研修、講習、試験等への参加、休職の

タイトル	「建設業許可事務ガイドライン」の改正について
発行	2021/12
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度の概要 2. ガイドラインにおけるテレワークとは 3. 専任要件 4. テレワークを行う経営業務の管理責任者、専任技術者、令3条使用人が、専任性を要する工事の配置技術者を兼任できるか 5. 「ガイドライン」改訂の適用範囲 6. 本改正がもたらす許認可への影響

第7号

REPORT
2022年1月号

**注目すべき警察手続の電子化
警察手続で注目すべき2つのポイント**

警察庁では、令和3年6月1日より国民の利便性向上のため一部の手続を対象にオンライン申請を可能とする「警察行政手続サイト」の試行的運用をしていますが、本年1月4日から新たに14手続の申請・届出を開始しました（別紙「1. 運用中の対象手続」）。

警視庁のHPでは「警察行政手続サイト」は、都道府県警察に対する一部の手続について、メールでの申請・届出を可能とするサイトであり、警察における行政手続のオンライン化の取組の一環として当面の試行として運用するものです」と説明されていますが、本格的電子申請への第一歩であることは間違いありません。

警察手続で注目すべき2つのポイント

1. 一部対面主義を廃止したこと
一連の押印廃止と相まって申請意思の確認、本人確認、添付書類の扱い等の解決すべき問題が多いため、数ある官公庁の中でも対面・直接申請にこだわっていた警察庁が率先して電子申請を始めたことは注目に値します。

2. 申請料の電子納付を始めたこと
もう一つの注目すべきポイントとしては、いち早く申請料の電子マネーによる納付を始めたことです。今までの現金が印紙による決済に加え電子マネーを加えたことは突破と言えます。電子決済を認めることは電子申請手続き推進への大きな一歩となるからです（別紙「2. キャッシュレス決済の導入について（警視庁）」）。

今回の趣旨からは外れますが運転免許更新時（優良運転者講習のみ）の更新時講習がオンラインで受講できるようになることが報道されており、警察手続の電子化は、ますます注目となります。

行政手続の電子化は、警察手続に限ったわけではありません。その他の許認可申請等も電子化が進んでいます。

建設業においては、従来の申請に加えて、建設業許可と経営事項審査（経審）の電子申請が進められています。これにより、申請書類の簡素化が期待されます。

最近では、無人飛行機（ドローン）の機体登録が義務化（本年6月22日より）されることに伴い、昨年12月より事前登録受付が開始されました。オンライン申請の手数料（1機目）は、900円又は1,450円（書面による申請（郵送）の場合は、2,400円）とされており、オンライン申請による手数料のメリットもあります。しかし、オンライン申請を利用するためには、本人の確認方法として、マイナンバーカードやGビジネスIDを利用するため事前の準備も必要となります。

事務所からの一言

タイトル	注目すべき警察手続の電子化 ～警察手続で注目すべき2つのポイント～
発行	2022/1
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一部対面主義を廃止したこと 2. 申請料の電子納付を始めたこと <p><別紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用中の対象手続 ・キャッシュレス決済の導入について（警視庁）

第8号

〇〇〇〇行政書士事務所
2
2022

事務所レポート

TOPIC 企業におけるBCP（事業継続計画）の必要性

1. BCPと何か？

だいたい世の中に認知されている言葉である「BCP」は、Business Continuity Plan の頭文字をとった言葉で、日本語では「事業継続計画」とされています。

中小企業庁の「BCP策定運用指針」によれば、「企業が自然災害、大災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと」と定義されます。

完結に分かりやすく表現すると「組織の活動を脅かす状況に回避するための対策用の計画」と言えます。

2. BCPを作成する必要性

企業としては、自社の事業活動が中断する「継続が困難になる」という事態は何としても避けたいものであることは自明のことです。しかしながら、自然現象、人災、意図的な攻撃など企業活動を阻害する要素は世の中に多数存在するのが現実です。

非常事態にあって、事業活動を維持し、あるいはいつか立ち止まらなければ事業を元の水準まで回復するためには、「生じる可能性のあるリスク」を平常時に分析し、非常時に向うべきかを予測してマニュアル化し、その決断が実際の現場で「使える」状態になっているかの検証を行って、より「実効性のあるもの」に仕上げていく準備が必要です。

3. BCP作成のメリット

もちろん、被災時などの行動基準を定めることによって、危機に瀕した場面にあって事業活動を元の水準に戻す回復力をアップする効果は望めます。

ここで事業者がご一考いただきたいのは、「BCPは緊急時の防災対策にすぎないのか？」という点です。危機の発生は年中身近に発生するものではないため、BCPを策定するメリットは認識されていても、「今すぐやらなくても・・・」策定は緊急を要するものでもない・・・という理由で放置されることが大半です。

少し視点を変えて見ていただきたいのは、BCPの策定にあたっては、企業活動を徹底的に再検討し、事業活動の中の無駄を洗い出し、トレーニングを介して従業員の能力の向上を図り、危機に強い事業体であることを対外的にアピールできるコンテンツを手に入れることによって、経営力アップに繋がるという非常に大きな利益を得られるということです。

また、具体的には、①官公庁が発注する公共事業の入札申し込み時に、BCPを策定していることが加点要素として定められている、②中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定し（右のロゴマーク参照）、認定を受けた中小企業が税制優遇や金融支援、補助金の加算などの支援を受けられる、中小企業庁の「事業継続力強化計画認定制度」など、目に見えない効果も期待できます。

タイトル	企業におけるBCP（事業継続計画）の必要性
発行	2021/2
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. BCPと何か？ 2. BCPを作成する必要性 3. BCP作成のメリット 4. 行政書士に出来ること（依頼するメリット） 5. BCPの策定は一度きり？ 6. 策定に要する期間や費用はどれくらいかかりますか？ 7. 最低限用意すべきもの（例） 8. 最後に

第9号

2022年
〇〇〇〇行政書士事務所 事務所レポート

3月号
ドローンの活用と最新法制

連絡先：〒●●●●●● 東京都●●区●●●●●●
 TEL：03-●●●●●● FAX：03-●●●●●● E-mail：●●●●●●@●●●●.co.jp

1. ドローンの法規制

2015年4月22日首相官邸に無人航空機が侵入する事件が起きたことを契機に、同年7月14日に航空法の改正案が国会に提出され、9月4日に成立し、そして12月10日に施行するという異例のスピードで法整備が行われました。

この法改正により、「無人航空機」についての定義が規定され、飛行する場所と方法によって許可・承認が必要になりました。そして、ドローン利用と技術開発を促進するため、2016年4月に「小型無人機の利用と技術開発のロードマップ」が取りまとめられました。

このロードマップでは、各飛行レベルに応じて定義付けがされ、これに従って、改正法の整備が進められることになりました。

ここで重要なのが、ドローンを利用した荷物の配送等を想定したレベル4（有人地帯での目視外補助者なし飛行）をどのような法整備で実現するかとなります。

2. ドローンの活用

現在、ドローン市場は拡大し続けており新たにビジネスを始める方もいれば、既存の事業にドローン技術を導入している方もいます。

■ドローンの活用事例

飛行目的	例
空撮	風景・施設の撮影、TV・映画制作、イベント撮影等
報道取材	報道取材等
警備	侵入者追跡、工場内立入者監視等
農林水産業	農業散布、松くい虫防除、種まき、肥料散布、生育調査等
測量	工事現場での測量等
設備メンテナンス	プラント保守、施工計画調査、ソーラーパネル管理等
インフラ点検・保守	道路・橋梁点検、トンネル内点検、河川管理施設の点検等
輸送・宅配	物資輸送、宅配等
事故・災害対応等	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者捜索、被災者捜索等

タイトル	ドローンの活用と最新法制
発行	2022/3
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ドローンの法規制 2. ドローンの活用 3. ドローンの最新法制 4. 運航管理についての変更点 5. 最後に

第10号

REPORT
連絡先：〒●●●●●● 東京都●●区●●●●●●
TEL：03-●●●●●● FAX：03-●●●●●●
E-mail：●●●●●●@●●●●.co.jp
2022年4月号

〇〇〇〇行政書士事務所
REPORT

オンラインによる在留申請手続の対象範囲の拡大について

1. マイナンバーカードでオンライン申請可能に！
 令和元年7月25日より、所属機関の職員を対象に、オンラインによる在留手続が開始されましたが、本年3月16日から、さらに利用可能な対象範囲が拡大され、マイナンバーカードを活用して外国人本人によるオンライン申請が可能となりました。

対象となるのは、「外交」と「短期滞在」を除く全ての在留資格で、今まで対象外となっていた「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」も対象となりました。

2. オンライン申請の流れ
 外国人本人がオンライン申請を利用したい場合、まずはパソコンで利用者情報登録を行います。登録後、利用者情報登録で入力したメールアドレスにすぐ利用者情報が登録された旨のメールが送付されますので、パスワードを設定したら利用者情報登録完了のメールが送付され利用可能になりますので、続けてオンライン申請手続を行います。

3. オンラインによる在留手続のメリット
 オンライン申請により、窓口に向く必要がなく、24時間申請できます。とくに東京出入国在留管理庁は混雑しており、申請に半日かかることもありますが、自分の好きな時間に申請をすることができ、仕事を休む必要もありません。在留カードの受け取りも郵送で可能です。オンラインシステム上の申請状態で申請の進捗状況を確認することも可能です。

4. オンラインによる在留手続のデメリット
 オンライン申請には事前準備が必要です。外国人本人等がオンライン申請を行う場合には、マイナン

事務所からの一言

タイトル	オンラインによる在留申請手続の対象範囲の拡大
発行	2022/4
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバーカードでオンライン申請可能に！ 2. オンライン申請の流れ 3. オンラインによる在留手続のメリット 4. オンラインによる在留手続のデメリット

第11号

2022年
事務所レポート

5月号
〇〇〇〇行政書士事務所
〒●●●●●● 東京都●●区●●●●●●
TEL：03-●●●●●● FAX：03-●●●●●●

topic
特定商取引に関する法律の改正について

令和4年6月1日より改正特定商取引に関する法律（以下「特商法」）が施行されます。特商法は、平成13年6月1日に旧法が改正等に関する法律を名称も変更し、大幅に改正する形で施行されました。消費者問題の多様化、悪質化、複雑化、社会の実情などの諸要因により、その後も公正な取引と消費者の利益、経済の健全な発展のために度重なる改正を経てきました。

1. 令和4年施行の改正特商法の特徴

今回の改正の特徴として、事業者と消費者との間でトラブルになりやすい取引について消費者被害を未然に防ぐために取引の透明性と取引の公正さを担保すべく各種の規制がかけられたのが特徴と言えます。

主なものとしては、送り付け商法（注文してもないのに勝手に商品を送り付けて取引を迫る商法）対策、通信販売の規制の強化、クーリングオフ通知の際に書面（従来の信書様式）だけでなく電子通知も認められたこと、事業者の交付書面の電子化など多岐にわたります。

事業者にとっては速やかな対応が必要となる改正点が多かったと思われます。

2. 事業者にとって必要な対策は？

事業者にとって大きな改正点はやはり通信販売の規制強化になります。

従来も通信販売においてはサイト上の表示義務として販売業者の氏名、名称、住所、電話番号、返品条件がある場合はその項目など表示の規制がかかっておりましたが、今回の改正においては、最終確認画面において、後段の記載事項が義務付けられました。

これを怠ると特商法第12条の6に違反することになります。また記載したとしても、事実と異なる表記をした場合にも違反となってしまう。

ガイドラインでは、インターネット通販における最終確認画面については、購入する商品の支払総額を計算して表示すると、消費者の購入内容に応じて表示内容を出力することが可能であり、また、画面のスクロールが可能であるため、はがきなどの書面に比してスペース上の制約は少ないことから、原則として表示事項を網羅的に表示することが望ましいと示されました。

但し表示事項を全て記載すると解りにくくなる場合は、消費者が明確に理解することを前提でリンク先に表示をすることも認められましたが、全てをリンク先表記にしてしまうとやはりガイドラインに反すると考えます。よって原則はサイト上に表記し、リンク対応は一部にとどめておく方が好ましいでしょう。

さらに、これらの表記規制はネットだけの通信販売だけではなく従来のカタログやチラシなどを用いた媒体での通信販売も適用対象とされています。

タイトル	特定商取引に関する法律の改正について
発行	2022/5
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定商取引に関する法律の改正について 2. 事業者にとって必要な対策は？ 3. 義務付けされる最終確認画面での表示事項 4. 人を誤認させるような表記について 5. 事業者の心構え

第12号

2022年 事務所レポート
6月号 ●●●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic 一般社団法人制度の概要と利活用について

1. 一般社団法人とは
一般社団法人は、平成18年6月に公布(平成20年12月に施行)された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般社団法人法」)に基づく制度で、いわゆる非営利法人のうちでは利用頻度の高い法人形態です。それ以前の「社団法人」の設立は、「公益性の判断」と一体のものとして主務官庁の広い裁量に委ねる仕組みになっていて、社団法人として設立された法人は必然的に公益法人とされ、法人税の優遇措置等と同時に、主務官庁の密接な指導監督を受けていました。
しかし、そもそも「営利(収益を構成員に分配すること)を目的としない」法人のすべてが「公益」を目的とする訳ではありません。収益事業が活動の中心を占めている社団法人も存在していました。さらに、税制優遇等の前提である「公益性」判断と連動した「設立」許可の判断について、主務官庁の裁量のバラつきなども問題視されるようになりました。
このような状況を改善し民間非営利部門による公益増進を図る観点から、「社団法人」に対する従来の規制は、一般社団法人による簡便な「設立」と「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「公益認定法」)による厳格な「公益性」判断(それを前提とする税制優遇等)を手続き的に分離する、という構成にあらためられ、今日に至っています。

2. 一般社団法人の利活用

1

タイトル	一般社団法人制度の概要と利活用について
発行	2022/6
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般社団法人とは 2. 一般社団法人の利活用 3. 一般社団法人の設立 4. まとめ

第13号

2022年 事務所レポート
7月号 ●●●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic 愛犬・愛猫へのマイクロチップ装着・登録が義務化

1. マイクロチップ装着・登録制度の概要
令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。
義務化により、ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には飼い主としての情報を変更登録する必要があります。また、他者から犬や猫を譲り受け、獣医師にマイクロチップを装着した場合には、飼い主として新たに情報登録が必要となります。

2. マイクロチップ装着のメリット
度々や愛猫が外出の際に迷子となってしまう場合や地震などの災害、盗難や事故によって飼い主と離れてしまった場合でも、マイクロチップを装着することで飼い主の情報を照合し、連絡を取ることができます。
マイクロチップの装着は動物病院等で獣医師又は、獣医師の指示のもと愛玩動物看護師が行います。一度装着すると首輪や名札のように外れ落ちる心配はありません。
日本獣医師会が20年以上にわたりマイクロチップの登録事業を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績では、副作用による障害は、ほとんど報告されていません。

3. マイクロチップ情報の変更登録
ブリーダーやペットショップ等から購入した飼い主ブリーダーやペットショップ等から犬や猫を購入した場合、購入から30日以内に飼い主の変更登録手続きが必要となります。
<オンラインによる変更登録申請>
① ペットショップ等で購入した際に発行された登録証明書を準備。
② パソコン又はスマートフォンから、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセスし、マイクロチップの識別番号及び暗証番号を入力。
③ 登録された大猫情報を確認後、新たな飼い主の情報を変更登録。
④ 変更登録後、登録証明書をダウンロードし保管。
なお、変更登録手数料はオンライン申請 300円(紙申請 1000円)となります。

4. マイクロチップ情報の新規登録
マイクロチップを新たに装着した飼い主
獣医師によって愛犬や愛猫に新たにマイクロチップを装着した飼い主は、装着してから30日以内にマイクロチップの情報登録手続きが必要となります。
<オンラインによる情報登録申請>
① 獣医師より発行されたマイクロチップ装着証明書を準備。

1

タイトル	愛犬・愛猫へのマイクロチップ装着・登録が義務化
発行	2022/7
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. マイクロチップ装着・登録制度の概要 2. マイクロチップ装着のメリット 3. マイクロチップ情報の変更登録 <ul style="list-style-type: none"> ・ブリーダーやペットショップ等から購入した飼い主 4. マイクロチップ情報の新規登録 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップを新たに装着した飼い主 5. まとめ

第14号

2022年 事務所レポート
8月号 ●●●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic ドライバーの「働きやすい職場認証制度」について

1. 運送事業者を取りまく求職事情
昨今のコロナウィルス蔓延の影響で国際的な人達が不活性化する中、日本における労働者の不足が顕著となってきています。その中でも社会のインフラを支える職業、エッセンシャルワーカーについては、就職先として選択する若者がとまらなくなっていると言えます。とりわけ、長時間労働となりがちで時間当たりの賃金がそれほど高くない「ドライバー」という職業は敬遠されがちであり、自動車運送事業者にとっては運転者不足が深刻化するばかりという大変厳しい状況です。

2. 国土交通省による制度の創設「見える化」
そのような危機的状況を改善すべく、国土交通省がより働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目的として創設したのが「運転者職場環境良好認証制度」です。具体的には、厚生労働省とも連携し、長時間労働の是正などの働き方改革を重視した「ホワイト経営」への自動車運送事業者の取組状況を「見える化」することで、求職者が就職先となる自動車運送事業者を容易に確認、選定することができる制度を目指しています。
2019年8月、国土交通省による選考の結果、各種ISOの認証に実績のある「一般財団法人日本海事協会」が中立的な認証実施機関として指定され、自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」という名称でスタートし、申請受付・審査・認証等の手続きを実施しています。
陸上の運送について、日本海事協会が審査を担当

3. 申請者や認証の単位、要件など
ドライバーへの就職を促す制度ですから、申請する主体はもろろんバス事業者(乗合、貸切)、トラック事業者、タクシー事業者となっています。対象は認可を受けた営業所で、単位としては法人単位が原則です(複数の同一都道府県にまたがる場合は都道府県単位の事業所だけをまとめて申請することも可能)。なお、運送事業の事業許可日を起点とし、事業許可取得後3年以上経過した事業者に限られます。
審査要件としては①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について基本的な取組要件を満たすことで、まずは「一つ認証」を取得することができます。
中小企業でも取得できることを念頭に制度設計されていますので認証を取得する事自体はそれほど難しくありません。

審査料	1 申請あたり 5万円(税別)
登録料	1 申請あたり 6万円(税別)
必要となる 主な印付書類	① 就業規則 (10人未満の事業所は労働基準監督署の受付印不要)

1

タイトル	ドライバーの「働きやすい職場認証制度」について
発行	2022/8
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送事業者を取りまく求職事情 2. 国土交通省による制度の創設「見える化」 3. 申請者や認証の単位、要件など 4. 認証のメリットやスケジュール 5. まとめ

第15号

2022年 事務所レポート

9月号 ●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●● 東京都●●●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic 音楽のデジタル化と著作権の行方

1. コンテンツと著作権
社会が成熟して、様々なコンテンツが世の中に溢れている私たちの社会ですが、このコンテンツと著作権は切っても切り離せないものです。音楽のデジタル化というテーマに入る前に、簡単に著作権についての交通整理をしていきましょう。

2. 著作権とは何者なのか？
日常生活の中でも何気なく使う著作権という言葉ですが、日本国内の著作権に関する法律としてその名も著作権法という法律があります。この著作権法は、著作物に発生する様々な権利や義務についてのルールを定めています。
まず、著作権の発生する「著作物」について、法律では①思想または感情を②創作的に③表現したもので④文字、学術、美術または音楽の範囲に属するもの、という定義をしています。この①～④の定義に当てはまらないものは、著作権法という法律で保護される対象ではないということになります。②の「創作的」というのは、ある程度の独創性があれば認められるため、必ずしもプロの作品でなければいけないということはありません。極論すると、子どもの描いたお絵描き作品も、立派な著作物です。
次に、著作物に関して発生する権利について、法律では、①著作者の権利と②著作権隣接権という2つの権利に大きく分類されています。

著作権（権利）の中身			
複製権	口述権	上映権	上演・演奏権
譲渡権	公衆送信権	展覧権	翻訳・録音権
譲与権	公衆送信権	貸与権	二次的著作物の利用権

著作人物の中身		
公表権	氏名表示権	同一性保持権

1

タイトル	音楽のデジタル化と著作権の行方
発行	2022/9
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンテンツと著作権 2. 著作権とは何者なのか？ 3. 著作権の存続期間と権利の譲渡 4. 音楽のデジタル化で起きている変化 5. TikTokで音楽を使用する場合の著作権 6. まとめ

第16号

2022年 事務所レポート

10月号 ●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●● 東京都●●●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic 相続土地国庫帰属制度の概要

1. 制度概要
2023年（令和5年）4月27日より、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が施行されます。この法律は、近年所有者不明土地が増加していることに鑑み、将来の管理不全化を予防することを目的としています。

2. 対象者
この制度を利用できるのは、相続や遺贈（相続人に対する遺贈のみ）により土地を取得した者のみで、売買等の取引により土地を取得した者は利用できません。相続や遺贈に伴う共有地も対象となりますが、申請は共有者全員で行う必要があります。

3. 申請することができない土地（却下要件）
下記5項目のいずれかに該当する場合には、本制度の対象となりません。
① 建物の存する土地
② 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
③ 道路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
④ 土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限り。）により汚染されている土地
⑤ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

4. 承認を受けることができない土地（不承認要件）
次の場合には、法務大臣は不承認処分を行い、該当しない場合には所有権の国庫帰属を承認しなければなりません。
① 崖（勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
② 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
③ 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
④ 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地（隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地、所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地）
⑤ 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地

1

タイトル	相続土地国庫帰属制度の概要
発行	2022/10
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度概要 2. 対象者 3. 申請することができない土地（却下要件） 4. 承認を受けることができない土地（不承認要件） 5. 申請・費用 6. まとめ

第17号

2022年 事務所レポート

11月号 ●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●● 東京都●●●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic 創業支援等事業制度について

1. 創業支援等事業制度の背景
日本の開業率は5.1%（2020年）と米国の9.1%、英国の11.9%に比べ著しく低く、平成25年6月の閣議決定において開業率を10%とする目標を掲げています。そして、国内の開業率を改善するために引き上げていく目標を達成させるための施策の一つが「創業支援等事業制度」です。
平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」において、地域の創業を促進させるため、市区町村が地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等の民間の創業支援事業者と連携して、「創業支援事業計画」を策定し、国からの認定を受け、認定を受けた市区町村が事業者向けに創業支援を行うのが創業支援等事業制度となります。

2. 創業支援等事業制度の概要
創業支援等事業制度では市区町村がワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施するほか、創業5年未満の創業者に向けた特定創業支援等事業を実施しています。
特定創業支援等事業とは、市区町村又は認定連携創業支援事業者が、創業希望者や創業者に向けて、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけるために創業塾やセミナー、個別相談支援を行う事業です。創業者が特定創業支援等事業による支

3. 優遇制度

① 会社設立時の登録免許税が減免
特定創業支援等事業の認定を受け創業者は、会社設立時の登録免許税が最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円と半額に減免されます。

② 創業保証が6か月前から利用可能
信用保証協会の創業保証が、事業開始2ヶ月前から対象となること、事業開始6ヶ月前から利用することが可能となります。

③ 新創業融資の自己資金要件優遇
日本政策金融公庫の新創業融資制度は本来、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件が必要となりますが、証明を受けた者は自己資金要件を満たす者として利用できます。

④ 融資金利の利率引き下げ
日本政策金融公庫の新創業融資制度の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能となります。

1

タイトル	創業支援等事業制度について
発行	2022/11
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 創業支援等事業制度の背景 2. 創業支援等事業制度の概要 3. 優遇制度 <ul style="list-style-type: none"> ・会社設立時の登録免許税が減免 ・創業保証が6か月前から利用可能 ・新創業融資の自己資金要件優遇 ・融資金利の利率引き下げ 4. まとめ

第18号

2023年 事務所レポート	
12月号	●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●●●
topic	「建設業法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定
1. 建設業法施行令が改正されます	令和4年11月に、建設業法施行令を改正するための政令が閣議決定されました。これに伴い、令和5年1月1日と令和6年4月1日から、建設業の許可制度や実務運用に変更点が出てきます。今回は、この改正内容について焦点を当てて解説します。
2. 改正・変更点の概要	建設業法施行令の改正は、①許可制度・実務運用に関する金額の見直し、②技術検定制の見直し、という観点で整理することができます。 ①の金額の見直しについては、5つの項目で変更が入ります。具体的には、(1) 特定建設業の許可が必要となる下請工事金額の下限、(2) 監理技術者の配置が必要となる下請工事金額の下限、(3) 施工体制台帳の作成が必要となる下請工事金額の下限、(4) 主任技術者・監理技術者の専任を必要とする請負工事金額の下限、(5) 特定専門工事の下請工事金額の上限の5点です。 ②の技術検定制の見直しについては、(1) 技術検定の受験資格を建設業法施行令から国土交通省令に移す、(2) 受験資格の見直しに伴い大学等で特定の学科を修めて卒業した場合に第一次検定の一部免除が認められるようになる、という2点です。 ①は令和5年1月1日から、②は令和6年4月1日から改正内容が反映されます。
3. 各種金額要件の見直し	改正点の1つ目、各種金額の見直しについて具体的にみていきましょう。 ① 特定建設業の許可 建設業法では、工事の請負代金が500万円（建築一式工事は1500万円）以上の場合には、許可の取得が必要とされています。 この許可が必要な工事の中で、発注者から請け負った工事の一部でも「一定金額」以上で下請けに再発注をする場合には、元請業者として「特定建設業の許可」の取得が必要です。 今回は、「一定金額」部分の改正が行われて、基準が引き上げられることになりました。 具体的には、下請けに出す工事金額が4500万円（建築一式工事は7000万円）以上の場合には、元請業者が、特定建設業の許可を取得する必要があります。 ② 監理技術者の配置 特定建設業の許可を受けた建設業者が、受注した元請工事を施工するために再発注した下請工事の工事金額が「一定金額」以上の場合には、監理技術者を配置することとされています。 この「一定金額」の基準が引き上げられ、特定建設業の許可と同じく下限金額が4500万円（建築一式工事は7000万円）となりました。

タイトル	「建設業法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定
発行	2022/12
内容	<ol style="list-style-type: none"> 建設業法施行令が改正されます 改正・変更点の概要 各種金額要件の見直し 特定建設業の許可 / 監理技術者の配置 / 施工体制台帳の作成 / 主任技術者・監理技術者の専任 / 特定専門工事 技術検定 2019年改正法のおさらい / 今回の施行令改正：受験資格編 / 今回の施行令改正：一部科目免除編 まとめ

第19号

2023年 事務所レポート	
1月号	●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●●●
topic	所有者不明土地対策の概要 ～地域福利推進利用について～
1. 制度の概要	人口減少や少子高齢化が進むなか、土地利用ニーズの低下により、適切に登記がなされていない土地が増加しており、いわゆる「所有者不明土地」として社会問題となっています。そこで、こうした課題を解決するためのひとつの方策として、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」「所有者不明土地等問題 対策推進の工程表」に基づく取組が進められています。
2. 地域福利推進利用	地域福利推進利用とは、所有者がわからない土地を公園の整備など地域のための事業に利用することのできる制度です。都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に10年間を上限とする使用権を設定することができます。利用できるのは地方公共団体のみでなく、民間企業、NPO、自治会、町内会など、誰でも都道府県知事に申請をすることができます。 申請書の作成等については、行政書士、司法書士、不動産鑑定士、弁護士、土地家屋調査士、補償コンサルタント等の専門家の協力を得て行うことが有効とされています。
3. 制度利用の流れ	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、土地を利用したい事業者から市町村へ相談をした上で、土地所有者の探索、土地所有者等関連情報の利用及び提供が行われます。情報の「利用」は、土地所有者を探索するために市町村内部で行われ、「提供」は土地を利用したい区域外の事業者や行政機関の長に対して情報の提供が行われます。その後、所有者の全部又は一部が不明な状態となった場合には、事業計画書・補償金額見積書の作成を行い、判明した権利者との交渉に入ります。その際、事業実施準備のための土地への立入りや障害物の伐採をすることができます。 そして、裁定申請書、事業計画書、補償金額見積書等を都道府県知事に提出し、土地使用権等の取得について裁定申請を行います。
内容	<ol style="list-style-type: none"> 申請書記載事項 <ol style="list-style-type: none"> 事業者の氏名又は名称及び住所 事業の種類 事業区域 裁定申請をする理由 土地使用権の目的となる特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び地積 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を通知することができない事情 土地使用権等の始期 土地等使用権の存続期間

タイトル	所有者不明土地対策の概要 ～地域福利推進利用について～
発行	2023/1
内容	<ol style="list-style-type: none"> 制度の概要 地域福利推進利用 制度利用の流れ <ul style="list-style-type: none"> 申請書記載事項 添付書類 裁定事項 事業の実施に関する支援制度 制度活用に関するご相談について

第20号

2023年 事務所レポート	
2月号	●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●●●
topic	1月からスタートした「電子車検証」について
1. すでに小型化・電子化されている車検証	<p><券面から消えた情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 所有者の氏名又は名称 所有者の住所 使用者の住所 有効期間の満了日（車検期限） 備考欄の一部 <p>このような体裁になった理由はこの電子化された車検証を「なるべく長期にわたって使いたい」という観点が一つあります。電子車検証一枚あたりの発行コストの詳細は不明ですが、およそ数十円～百円程度からとされています。従来の車検証のベースで行くと廃車、抹消をするまでの1年又は2年の車検期限（一部の新車は3年）ごとに新しいものに置き換わってしまいますので④の車検期限は取って置けない訳です。</p> <p>また、①の所有者の氏名又は名称と②の所有者の住所を記載しないことで、罰賦で購入した際の自動車の所有者であるディーラー、カーリースで利用している場合のリース会社が、社名の変更や合併をしたとしても車検証の記載自体は変わらないので、いちいち車検証を新しくすることなく、そのまま使えるという利点があります。</p> <p>ただし、記載内容が変わらないからといってそのまま手元においておけばいいという訳ではなく、車検期限をむかえた際には電子車検証本体を整備工場や行政書士等に渡し「ICタグ内の情報」を書き換える必要があります（事務手続代行サービス）。この書き換えの際に車検証に載っていない情報がICタグ内でのみ新しいものに置き換わります。具</p>
2. 電子化によりどのように変わったのか？	サイズとしてはA6サイズ（約4分の1）となり、印字のポイントも小さくなったばかりではなく、従来の車検証に記載されていたさまざまな情報が記載されなくなっています。

タイトル	1月からスタートした「電子車検証」について
発行	2023/2
内容	<ol style="list-style-type: none"> すでに小型化・電子化されている車検証 電子化によりどのように変わったのか？ 自動車ユーザー（使用者）が車検証記載外の情報を知る方法 アプリの使い方と便利な機能 <アプリの便利な機能（メリット）> まとめ

第21号

2023年 3月号	事務所レポート
●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●	
topic	スタートアップ創出促進保証制度について
1. 制度の背景	① 保証対象者：創業予定者、分社化予定者、創業後5年未満の法人、分社化後5年未満の法人、創業後5年未満の法人成り企業 ② 保証限度額：3,500万円 ③ 保証期間：10年以内 ④ 償還期間：1年以内（一定の条件を満たす場合には3年以内） ⑤ 金利：金融機関所定 ⑥ 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率 ⑦ 担保・保証人：不要
2. 制度の概要	2023年3月15日より保証取り扱いを開始しており制度の概要は下記の通りとなります。信用保証協会と金融機関が連携して、事前相談の受付を開始しています。
3. 制度利用条件 ①（創業計画書の提出）	本制度を利用するにあたり、指定の創業計画書の提出が必要となります。創業計画書では事業の概要や開業動機をはじめ、創業するにあたって必要な設備機械を用意しているか、店舗や事務所等の賃貸借契約、商品・原材料の仕入、必要な許認可取得などの状況、資金調達計画、取立計画、販売先や仕入先情報などを記載します。創業計画書を作成することで、起業家・創業者自身が事業を始めるにあたっての資金の流れやビジネスプラン、収益化についてより明確になり、具体化が可能となります。また創業計画書は信用保証協会や金融機関が融資を審査する上で重要な判断材料となりますので、創業計画書の作成については行政書士に相談しながら進めていくことをお勧めいたします。

タイトル	スタートアップ創出促進保証制度について
発行	2023/3
内容	1. 制度の背景 2. 制度の概要 3. 制度利用条件 ①（創業計画書の提出） 4. 制度利用条件 ②（自己資金） 5. 制度利用条件 ③（ガバナンス体制の整備に関するチェックシート） 6. まとめ

第22号

2023年 4月号	事務所レポート
●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●	
topic	ChatGPTが業務に与える影響について
1. ChatGPTとは	ChatGPTとは、22年11月末にオープンAIが発表した対話型AIで、自然言語でAIとの対話ができる新しいサービスです。自然言語処理(NLP)と呼ばれる自然言語を統計解析可能な数値に変換する技術や、大規模言語モデル(LLM)と呼ばれる膨大な文章や単語を学習することによって単語の意味や関係性を捉える技術により、これまで以上にコンピュータと自然な会話ができるように感じることが出来ます。また、人間からのフィードバックを得る強化学習によって、より適切な回答ができるよう進化する点もポイントです。
2. 業務に与える影響について	ChatGPTができることは大きく分けて、業務の効率化と高度化です。効率化は、議事録の作成や電話やメールの要約、文章の分類・整理、言語からの文字おこし、メール返信の自動化などです。高度化は、レポートの作成、複雑な内容の平易化、アイデアや構想の提案、法律や経理など専門分野に関する質問への回答などです。これにより、ホワイトカラーが行ってきた事務作業のみならず、法律や経理といった専門知識が必要な分野の業務でも、AIによって取って代わられるという観測も出ています。
3. 実際の実力	実際に使用してみた感想によると、表の作成や文字おこし、議事録の作成など効率化する業務は比較的精度が高く、契約書のレビューや正確な専門知識を要する内容に関する質問など、高度な内容については、精度が低い印象です。効率化する仕事は、プログラムの精度がそのまま業務の精度に繋がりますのに対し、高度化に属する内容は、AIが学習する内容の質の高さの影響を受けやすいためと考えます。現在、AIが学習しているのはインターネット上に存在する情報や記事がメインであり、専門書や専門家のノウハウなどはまだまだ十分に取られていません。ゆえに、今後広く書籍の情報を専門家のノウハウを強化学習によって取り込むことができれば、実用に耐えうる水準になる可能性もあります。
4. リスク	AIの基盤である自然言語処理や大規模言語モデルは、自然言語を数値に変換し、互いの関係性を分析することによって成り立っています。そのため、文章の内容を人間のなり方によって理解し、真偽の判断を行うことはできません。当然、嘘の内容を平然とアウトプットしてくることも多くあります。また、入力した内容がAIの回答情報などとして流用されるなど、情報漏洩のリスクがあります。そのため、個人情報や機密情報については現時点では入力することは絶対に控えるべきです。

タイトル	ChatGPTが業務に与える影響について
発行	2023/4
内容	1. ChatGPTとは 2. 業務に与える影響について 3. 実際の実力 4. リスク 5. 使い方

第23号

2023年 5月号	事務所レポート
●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●	
topic	メタバースの可能性と課題
1. メタバースの可能性	(1) 「メタバース」のイメージ みなさんは「メタバース」と聞いて何をイメージするでしょうか。自分好みの「アバター」を操作し、三次元の仮想空間内で自由に生活や経済活動をしている世界をイメージする方もいれば、映画「マトリックス」のように人間がロボットに操られて仮想空間の中で生かされるネガティブな世界をイメージする方もいるかもしれません。現在、メタバースは日々新しいものに挑戦する人たちが試行錯誤を繰り返し、お互いに情報を共有しながら仮想世界のインフラを構築しようとしている、いわば「発展途上世界」です。毎日新しいものが生まれ出し、進化と変遷を繰り返しながら発展しています。
(2) メタバースに期待した者、失望した者	2021年、メタバースという言葉が世界に広めたFacebook社の「Meta」への社名変更は世間の注目を集めました。コロナ禍の集まりも必要も相まっか、純々と企業参入や投資が行われました。しかし、最近のMeta社のメタバース事業の不振が報じられ、メタバースのものへの失望感が湧くなか、「Chat GPT」の登場により、世間の関心はメタバースから一気に離れた。メタバースは「メタバー」の略称で、多くのユーザーを惹きつける国内メタバースプラットフォーム「chatrier」
(3) メタバースと土業	土業の中でも、弁護士はメタバースには積極的なようで、関連書籍も続々と発行されています。メタバースでは知財法務がホットなトピックであり、弁護士にとつての新たな市場になり得るからでしょう。そして、今後の法規制によっては、行政書士業務に影響があるかも知れません。現行法が多く物理的な人や施設などの存在を前提としているため、オンライン上に構築されているメタバースに各法規制が及ぶのかも課題となっています。例えばキャバクラのようなものをメタバース内に作る時、風営法の「1号営業」の許可の要否・可否が問題となります。法規制が及ばないとしても、全く野放しにできるのかについては検討する必要があるところですが、法というハードローにより規制を及ぼすことは、メタバースの活動を萎縮させ、発展を阻害するおそれ

タイトル	メタバースの可能性と課題
発行	2023/5
内容	1. メタバースの可能性 ・「メタバース」のイメージ ・メタバースに期待した者、失望した者 ・メタバースと土業 ・メタバースで出来ることの一例 2. 課題 3. 最後に

第24号

2023年
事務所レポート

6月号
●●●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic
蓄電池関連補助金について

1. 再生可能エネルギーの現状

近年、温室効果ガスの排出を抑制するエネルギーとして、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーが注目されています。資源エネルギー庁の2020年の調査によると、国の再生可能エネルギー比率は約19.8%となっており、ドイツやイギリスなどの30%近い比率と比べると低い水準にあります。政府は2030年度のエネルギー政策において、再生可能エネルギー比率を36～38%に増加させる目標を掲げており、個人や企業においても再生可能エネルギーの導入を促進させる流れになっています。

2. 再生可能エネルギー関連の補助金制度

再生可能エネルギーを普及させるために太陽光発電の設置を促す補助金が推進されてきましたが、国からの補助金は2014年に終了しており、現在は東京都をはじめ地方自治体において太陽光発電に関する補助金制度が設けられています。

一方、蓄電池設置に関しては国からの補助金が増えつつあり、中小企業の方は、この機会に光熱費削減を図るためにも蓄電池の導入を検討してみるのも良いかもしれません。事業者向けの蓄電池関連の補助金を下記にあげましたのでご参考ください。

1

タイトル	蓄電池関連補助金について
発行	2023/6
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再生可能エネルギーの現状 2. 再生可能エネルギー関連の補助金制度 3. 蓄電池設置に関する補助金 再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者（主要要件） ・補助対象経費 ・公募期間 4. まとめ

第25号

2023年
事務所レポート

7月号
●●●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic
建設業許可の専任技術者要件緩和

1. 令和5年7月1日施行の新ルール

(1) 実務経験による技術者資格要件の見直し
建設業許可を取得するためには、いくつかのハードルがあり、その中の1つとして専任技術者の要件を満たした者がいることが挙げられます。

国土交通省から「施工技術検定規則及び建設業法施工規則の一部を改正する省令」の公布が行われ、技術者制度が見直され、専任技術者の要件が緩和されました。

専任技術者要件は、許可要件に直結するため、新規申請や業種追加をしやすくなる方は注目しておくといえます。

(2) 改正のポイント
現在、実務経験により専任技術者資格の要件を満たすためには、①大学、短大等の指定学科卒業後3年の実務経験を有する者、②高等学校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者、③それ以外で10年の実務経験を有する者について一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされています。(図の(改正前)を参照)。

改正後は、④1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等とし、合格後3年の実務経験を有する者、⑤2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等とし、合格後5年の実務経験を有する者が上記に加わりました(図の(改正後)を参照)。

④と⑤が加わったことが、専任技術者の要件が緩和されたとするポイントになります。

1

タイトル	建設業許可の専任技術者要件緩和
発行	2023/7
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年7月1日施行の新ルール <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験による技術者資格要件の見直し ・改正のポイント ・注意点 2. 改正の背景と今後の展望 <ul style="list-style-type: none"> ・改正の背景について ・今後の展望 3. 最後に

第26号

2023年
事務所レポート

8月号
●●●●●●●● 行政書士事務所
〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●●
TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●

topic
インターネットで物を売買するときの注意点

1. 総論

インターネット上でモノやサービスの売買をすることを、「電子商取引」といいます。電子商取引はElectric Commerceとも呼ばれます。「ECサイト」といえば、一度は聞いたことがあるのではないでしょうか。ECサイトには国内のみを対象にしたものだけでなく、海外をターゲットにした「越境EC」というジャンルも存在します。

今月号の事務所レポートは、「インターネットで物を売買するときの注意点」というテーマではありますが、その中でも特に「国内向けECサイト」で「売」を「一般消費者向け」に「売る」ときの注意点をフォーカスして解説します。ただし、越境ECについても無視することはできない重要なマーケットのため、必要に応じて国内向けECサイトとの違いについて触れるようにします。

なお、切り口としては、「関係する法令を根拠として、越境ECサイトでの取引の各場面での注意点を取り上げます。

(2) 電子契約法
EC取引は対面取引とは異なり、消費者側の操作ミスで意図と違った注文をしてしまうなど、間違いが起りやすくなっています。

電子契約法は、事業者側に操作ミスを防ぐための措置を取るよう義務付けており、これらが実施されていないと、消費者のミスだったとしても契約を取り消すことができるようになってしまいます。

(3) 消費者契約法
民法上の契約は、取引をする者同士が平等であることを前提にしています。しかし、事業者と消費者が取引をする場合、情報格差など、必ずしも民法が想定した平等の関係にあるとは言えません。

そこで、一般的に立場の弱く言いがたな消費者を保護するために、民法上の規定に主性を加えたものが消費者契約法です。

契約の免責規定などで、注意が必要です。

(4) 特定商取引法
トラブルの生じやすい契約を類型ごとにまとめて、事業者側への一定事項の義務付けや、消費者への救済策を定めた法律です。様々な取引類型がありますが、EC取引は「通信販売」の類型に該当することになります。特に、解約手続きや返品の手続きについて、影響があります。

(5) 商品表示法・薬機法・健康増進法

1

タイトル	インターネットで物を売買するときの注意点
発行	2023/8
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総論 2. EC取引に係る法令 3. EC取引の各場面の注意点 4. 越境ECについて 5. まとめ

第27号

2023年 事務所レポート	
9月号	●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●
topic	公正証書に関する手続のデジタル化について
1. 制度の概要	① これまでは、公証人が対面して嘱託人の言い分を聴き、意思表示の真意や内容に間違いがないかの確認を行っていましたが、嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認める場合には、ウェブ会議の利用が可能になります。 ② 公正証書原本は、書面で作成・保存をし、嘱託人と公証人の署名・押印が必要でしたが、今後は電子データでの作成・保存が原則となり、署名・押印の代わりに電子署名を行います。 ③ 公正証書の正本・謄抄本は書面で交付されてきましたが、今後は電子データでの受領もできるようになります（引き続き、書面での交付も選択できます）。
2. デジタル化の概要	④ これまでは、公正証書は紙で作成され、原本は公証役場で保管し、正本や謄本は当事者に渡されていました。しかし、紙で作成された場合、万が一公正証書が災害や火事に見舞われた場合、大切な公正証書の原本が失われてしまい、私人間の契約に混乱を来す恐れがありました。そこで、数年前から公証役場では、嘱託人の同意を得て、公正証書をデジタルデータとしても保存する取り組みを行ってまいりましたが、改正後はデジタル化による保存を原則とするようになりました。国は現在、令和7年上期の施行を目指して準備をしています。
3. デジタル化による変更点	⑤ 嘱託（申請）の場面においては、これまで公証役場に出向き、印鑑証明書等の書面の提出が必要でしたが、インターネットを利用して、電子署名を付して嘱託をすることが可能になります。
	1

タイトル	公正証書に関する手続のデジタル化について
発行	2023/9
内容	1. 制度の概要 2. デジタル化の概要 3. デジタル化による変更点 4. 公正証書の電子化に関する問題点と解決策 5. ウェブ会議利用に関する考え方と問題点 6. 本人確認の方法 7. ウェブ会議ができないケース 8. まとめ

第28号

2023年 事務所レポート	
10月号	●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●
topic	ブロックチェーンの可能性と課題
1. ブロックチェーンとは	ブロックチェーンとは、仮想通貨（ビットコイン）の間接的利用を実現した技術で、アカウントを持って世界中の誰とでもピア・トゥ・ピア（コンピュータが対等な関係においてデータを交換するシステム）で取引を行うことができる仕組みです。 ブロックチェーンを用いてなされた取引情報は全て、データ上の台帳に保存され、誰でも過去の全ての取引履歴を確認することができます。 また、ブロックチェーンと過去のデータベースとの違いは、中央集権的な管理者が存在せず、ブロックチェーンを利用する世界中のコンピュータによって分散的にその情報が管理されていることです。そのため、一部のコンピュータが破壊されたとしても、世界中に遍在するコンピュータによって絶えず複製されたデータが完璧な複製として残され、誰かがネットワークにアクセスするたびに、それらのコピーが継続的にアップデートされてゆきます。 そのため、ブロックチェーンを使用した取引は、透明性が高く、不慮の事故からの復元性があり、特定の国や団体による管理から自由であるという特性があります。
2. 活用例	現在、ブロックチェーンが最も広く活用されているのは、金融や決済の場面で、
	1

タイトル	ブロックチェーンの可能性と課題
発行	2023/10
内容	1. ブロックチェーンとは 2. 活用例 3. 課題 4. まとめ

第29号

2023年 事務所レポート	
11月号	●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●
topic	ライドシェアの可能性と課題
1. 総論	レンタカーとの違いについて、厳密な定義があるわけではありませんが、レンタカーはレンタカー会社の営業所があって、その営業所単位で貸し借りをすることが一般的です。カーシェアは、もともと時間貸し駐車場として使われている一部の区画をカーシェア用のステーションとして設定して、アプリケーション上で貸し借りをを行うモデルを採用していることが多いかと思えます。 基本的にはレンタカーもカーシェアも、借りた場所へ返却するサービスが一般的ですが、エリア内であれば借りた場所とは異なる場所へのステーションに乗り捨て可能なサービスも存在しています。 このような車両の貸し出しサービスは自動車以外にも、バイクや自転車（シェアサイクル）が普及していますが、特に近年はシェアサイクルが都市部では定着しています。シェアサイクルの場合は、ポートと呼ばれる自転車置き場があり、借りたポートとは異なるポートへの返却が可能なサービスが標準となっているため、街中のちょっとした移動などに便利です。 また、道路交通法の改正により、一定の基準を満たした電動キックボードの運転については免許不要となったことから、電動キックボードのシェアサービスについても広がりを見せています。
2. モビリティサービスに関する言葉の定義	まずは、モビリティサービスに関連して押さえておきたい用語の解説です。解説者によって定義の違いはありますが、大枠として把握しておきたい用語です。 (1) カーシェア（シェアサイクル） まず、カーシェアという言葉についてです。この言葉は徐々に市民権を得てきていて、なじみのある方も多くみられます。 カーシェアは、言い換えればレンタカーのことです。自分で自動車を保有することなく、ほかの人が持っている自動車を時間や日単位で利用するビジネスモデルです。
	1

タイトル	ライドシェアの可能性と課題
発行	2023/11
内容	1. 総論 2. モビリティサービスに関する言葉の定義 3. 現代社会が抱える交通課題 4. 社会課題解決のための選択肢 5. まとめ

第30号

2023年 事務所レポート	
12月号	●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●
topic	サウナを開業するには公衆浴場営業許可を
1. 近年のサウナブームが後押し	<p>一般社団法人日本サウナ・温浴総合研究所の調べによると新型コロナウィルス感染症拡大前における2019年にはサウナ愛好家人口は2800万人にものぼっていました。新型コロナウィルス感染症が拡大するにつれ自粛の影響もあり、1500万人までサウナ愛好家人口は減少しましたが、昨年あたりから増加の兆しを見せ始めています。</p> <p>温浴施設の市場規模は約1兆1000億円と試算されており、近年のサウナブームによってサウナ施設の開業を計画している事業者も増加しています。サウナ施設を開業するには、開業地管轄の保健所へ「公衆浴場営業許可」を申請する必要があります。</p>
2. 公衆浴場営業許可の種類	<p>公衆浴場営業許可は「公衆浴場法」により都道府県知事の許可を受けなければならないが、事業地の管轄の保健所へ許可申請を行うこととなります。</p> <p>公衆浴場の業種は下記の2つになり、サウナ施設は「その他の公衆浴場(2号)」に該当します。</p> <p>① 普通公衆浴場 温泉等を使用し、同時に多数の人を入浴させるものであって、その利用目的および形態が地域住民の日常生活において健康衛生上必要なものとして利用される入浴施設</p> <p>② その他の公衆浴場(1号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する公衆浴場</p> <p>③ その他の公衆浴場(2号) 上記以外の公衆浴場、スーパー銭湯や健康ランド、レジャー施設、スポーツ施設、福祉施設、エステティックサロン等に設置された入浴施設(風呂、温泉、サウナ、岩盤浴、酵素風呂等)</p> <p>3. サウナ施設営業許可申請での注意点</p> <p>(1) 保健所の基準 サウナ施設の開業を考えている場合、まず管轄の保健所へ事前相談をすることが必要です。開業予定の施設の図面や導入予定の設備機器の資料を持参し、保健所へ予約のうえ事前相談を行います。</p> <p>公衆浴場営業許可の審査基準は各地域の条例に基づいた構造設備基準を満たしていることが求められます。男女を区別して区画することを基本としており、下足や更衣室、浴室、浴槽、照明や空調など様々な項目において構造設備基準が示されています。</p> <p>サウナ室の場合は特に温設計の明示や「チラー」と呼ばれる冷却水循環装置を設けるため、ろ過器の構造設備基準を満たす必要があり、塩素系薬剤による消毒業務が求められています。</p> <p>また、保健所への事前相談とともにその他法令関係機関への事前相談も必要です。都市計画法については都市計画課、建築基準法については建築指導課、消防法については消防署への事前相談が必要です。</p> <p>(2) 都市計画法の基準 施設の開業予定地が決まった場合、予定地管轄の市町村役場の都市計画課へ「都市計画法」に基づく</p>

タイトル	サウナを開業するには公衆浴場営業許可を
発行	2023/12
内容	<p>1. 近年のサウナブームが後押し</p> <p>2. 公衆浴場営業許可の種類</p> <p>3. サウナ施設営業許可申請での注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の基準 ・都市計画法の基準 ・建築基準法の基準 ・消防法の基準 <p>4. まとめ</p>

第31号

2024年 事務所レポート	
1月号	●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●
topic	旅館業法の改正～事業譲渡による承継制度の創設～
1. 総論	<p>日本の観光政策を支える宿泊業の1つとして、ホテルや旅館といった宿泊施設が挙げられます。これらの宿泊施設は、その大半が旅館業法(昭和23年法律第138号)という法律に基づく許可を取得して、営業を行っています。その旅館業法について、令和5年に改正が行われました。</p> <p>今月号の事務所レポートは、この旅館業法の改正について解説します。</p>
2. 法改正の全体像	<p>(1) 改正の経緯 今回の旅館業法は、正題には「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)」という名称の法律に基づく改正です。</p> <p>これは、旅館業法、食品衛生法、理容師法、美容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、食料処理の事業の規制及び食料検査に関する法律の改正を1つの法律としてまとめた、いわゆる「寝たがき」です。</p> <p>令和4年の第210回臨時国会に「新型コロナウィルス感染症等の影響による経済の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」として内閣が提出したのですが、臨時国会内では可決しなかったため継続審議となり、その後の第211回通常国会で修正案が提出され、その際に</p> <p>冒頭の法律名へと改題されました。令和5年5月30日に衆議院で可決、その後同年6月7日に参議院で可決され、同月14日公布されました。改正旅館業法は、令和5年12月13日に施行されています。改正の概要については、本項の(2)～(6)をご参照ください。</p> <p>(2) 特定感染症を新しく定義 今回の改正で、旅館業法の中に新たに「特定感染症」という定義が追加されました。</p> <p>特定感染症とは、具体的には「感染症法(平成10年法律第114号)上の一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に該当する感染症」のことを指します。</p> <p>特定感染症の定義の創設に伴い、そのほかにも所要の改正が行われています。</p> <p>(3) 事業譲渡による許可承継制度の創設 旅館業の営業を譲渡する場合、事前に都道府県知事または保健所設置自治体の長の承認を受けることで、営業者の地位を承継することができる制度が創設されました。本事務所レポートのメインテーマでもあるため、詳細は後述します。</p> <p>(4) 従業員への研修機会の提供の努力義務 営業者は、特定感染症のまん延防止に必要な対策を講じるため、あるいは高齢者や障がい者等の配属者に対して適切な宿泊サービスを提供するために、従業員に対して必要な研修の機会を与える努力義務の規定が新設されました。これを受けて、厚生労働省</p>

タイトル	旅館業法の改正～事業譲渡による承継制度の創設～
発行	2024/1
内容	<p>1. 総論</p> <p>2. 法改正の全体像</p> <p>3. 事業譲渡による承継制度の創設</p> <p>4. 今後の展望とまとめ</p>

第32号

2024年 事務所レポート	
2月号	●●●●●●●● 行政書士事務所 〒●●●●●●●● 東京都●●●●区●●●●●●●● TEL: 03-●●●●●●●● FAX: 03-●●●●●●●●
topic	「デジタルノマド」に在留資格が付与されることによって変わること
1. 「デジタルノマド」のための在留資格の創設	<p>(1) 「デジタルノマドビザ」 2024年2月3日、出入国在留管理庁より、「デジタルノマド」のための在留資格の創設にかかるパブリックコメントが公表されました。</p> <p>「日本版デジタルノマドビザ」とも呼ばれるこの在留資格は、いわゆる「特定活動告示」に定められることで、新たな在留資格となります(以下、当該在留資格を「デジタルノマドビザ」といいます)。</p> <p>そもそも「デジタルノマド」とは、政府の定義として「国際的なリモートワーカー」、一般的には「IT技術を活用し、場所に縛られず(国内外を問わず)、「ノマド(遊牧民)」のように旅をしながら仕事をやる人達のこと」と言われています。</p> <p>例えば、プログラマー、ブロガー、コンサルタン、デザイナー、YouTuberなどがデジタルノマドとして活動しているようです。</p> <p>(2) なぜデジタルノマドビザが必要か デジタルノマドビザを創設する理由について簡単に説明すると、そもそも「短期滞在」の在留資格では活動の対価の支払が国内外のいずれを問わず、原則として就労活動が認められません。また、国内の機関との契約がないデジタルノマドは「技術・人文知識・国際営業」などの就労系在留資格を取得することができず、デジタルノマドに馴染む在留資格がありません。そこで、デジタルノマドのための在留資格を新たに創設する必要があります。</p> <p>(3) パブリックコメントの制度案(告示等の改正案) 今回のパブリックコメントで公表されたデジタルノマドの在留資格に係る告示等の改正案の詳細は、パブリックコメントの資料を直接ご確認いただくとして、改正案に対する整理と解説を行います。</p> <p>なお、パブリックコメントの結果次第では改正案が変更される可能性がありますので、ご注意ください。</p> <p>ア 「外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体の雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する者」 これは、外国の法人等との雇用契約に基づいたリモートワークを想定した活動と見なされます。「雇用契約」としていることから、委任契約や請負契約は含まれないと読むのが文意上自然であり、これらは次の規定に含まれると考えられます。</p> <p>イ 「外国にある者に対し、情報通信技術を用いて活動を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動(本邦に出入しなくても提供又は販売等できないものを除く。)」 この規定は「若しくは」の前段で2段に分割できます。前段は、外国にある者に対する仕事の有償提供、すなわち、個人事業主やフリーランサーが想定されますが、会社の役員としての委任契約がここに含まれるのかは文意上やや疑問があるところですが、後段は、インターネット上での売買を事業として</p>

タイトル	「デジタルノマド」に在留資格が付与されることによって変わること
発行	2024/2
内容	<p>1. 「デジタルノマド」のための在留資格の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタルノマド」のための在留資格の創設 ・なぜデジタルノマドビザが必要か ・パブリックコメントの制度案(告示等の改正案) ・国際的なリモートワーカーの配偶者又は子として行う日常的な活動 <p>2. 最後に</p>